

相楽の文化を創るつどい開催事業補助金交付要綱

(平成30年12月制定)

平成30年12月18日要綱第4号

(目的)

第1条 この要綱は、相楽の文化を創るつどいに要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付して育成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助率等)

第2条 補助対象事業及び補助対象経費並びに補助率等は、別表に掲げるところによる。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、相楽の文化を創るつどい開催事業補助金交付申請書(様式第1号)を事業実施の1か月前までに相楽郡広域事務組合代表理事(以下「代表理事」という。)に提出しなければならない。

(補助通知書の交付)

第4条 代表理事は、第3条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、相楽の文化を創るつどい開催事業補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付する。

(補助金の概算払)

第5条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、相楽の文化を創るつどい開催事業補助金概算払請求書(様式第3号)を代表理事に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、事業完了後1か月以内に相楽の文化を創るつどい開催事業補助金実績報告書(様式第4号)を代表理事に提出しなければならない。

(補助の取消)

第7条 補助事業者が次の一に該当したときは、代表理事は補助を取消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

補助対象事業	補助対象経費	補助率等
相楽の文化を創るつどい事業	事業等の実施に必要な経費 (事業収入を除く)	補助対象経費の2分の1を上限とし、予算の定める範囲内とする。

(様式第1号)

平成 年 月 日

相楽郡広域事務組合
代表理事 様

申請者
所在地(住所)
名称(氏名)
代表者氏名 印

相楽の文化を創るつどい開催事業補助金交付申請書

下記により事業を実施したいので、補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業予定日
- 4 実施場所
- 5 補助金交付申請額
- 6 添付書類
 - (1)事業計画書(実施要領、案内パンフレット等)
 - (2)収支予算書
 - (3)その他参考となる書類

(様式第2号)

相広指令第 号

名称(氏名)
代表者氏名

相楽の文化を創るつどい開催事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました補助金につきましては、下記のとおり条件をつけ交付することに決定しました。

年 月 日

相楽郡広域事務組合
代表理事 印

記

1 補助金の額 円
2 条 件

(様式第3号)

平成 年 月 日

相楽郡広域事務組合
代表理事 様

申請者
所在地(住所)
名称(氏名)
代表者氏名 印

相楽の文化を創るつどい開催事業補助金概算払請求書

年 月 日付け相広指令第 号で補助金の交付決定通知を受けました上記補助金について、概算払を下記のとおり請求します。

記

1	交付決定額	円
2	概算払受領済額	円
3	今回請求額	円
4	残 額	円

(様式第4号)

平成 年 月 日

相楽郡広域事務組合
代表理事 様

所在地(住所)
名称(氏名)
代表者氏名 印

相楽の文化を創るつどい開催事業補助金実績報告書

年 月 日付け相広指令第 号で補助金の交付決定通知を受けました事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付通知額 円
- 3 事業完了年月日
- 4 添付書類
 - (1) 事業実績の概要
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他参考書類